

新潟県セーフティネット資金 新型コロナウイルス感染症対策特別融資にかかる  
市町村別信用保証料補助内容

2020年6月1日現在

市 町 村	補助内容		市 町 村	補助内容	
	申込金額	割合		申込金額	割合
村 上 市	300万円以下	100%	魚 沼 市	300万円以下	100%
	～700万円以下	75%		～5,000万円以下	50%
	～5,000万円以下	50%		南 魚 沼 市	1,000万円以下
500万円以下	100%	～5,000万円以下	25%		
～1,000万円以下	75%	湯 沢 町	3,000万円以下		100%
胎 内 市	～5,000万円以下	50%	津 南 町	500万円以下	100%
	五 泉 市	5,000万円以下	100%	～5,000万円以下	50%
阿 賀 野 市		300万円以下	100%	刈 羽 村	500万円以下
	～3,000万円以下	50%	～1,000万円以下		50%
500万円以下	100%	～5,000万円以下	20%		
関 川 村	～1,000万円以下	75%	柏 崎 市	5,000万円以下	100%
	～1,500万円以下	50%	三 条 市	1,000万円以下	75%
	500万円以下	100%	燕 市	5,000万円以下	100%
聖 籠 町	～1,000万円以下	75%	加 茂 市	500万円以下	100%
	～5,000万円以下	50%		～1,500万円以下	50%
	2,000万円以下	100%		～5,000万円以下	25%
阿 賀 町	～5,000万円以下	75%	田 上 町	1,000万円以下	100%
	300万円以下	100%		～3,000万円以下	50%
	～500万円以下	80%		～5,000万円以下	25%
見 附 市	～1,000万円以下	50%	弥 彦 村	5,000万円以下	100%
	～1,500万円以下	25%	上 越 市	5,000万円以下	100%
	5,000万円以下	100%	妙 高 市	5,000万円以下	100%
小 千 谷 市	1,000万円以下	100%	糸 魚 川 市	5,000万円以下	100%
十 日 町 市	～5,000万円以下	50%	佐 渡 市	5,000万円以下	100%

※上記の県制度融資のほかにも新潟市、魚沼市、長岡市及び南魚沼市では、保証料補助のある市独自の融資制度があります。詳しくは、下の窓口へお問い合わせ下さい。

売上減少の程度などに応じた3つの保証

# 新型コロナウイルス 感染症の影響等で

## 資金繰りにお困りの方向けの保証制度

●売上減少の要件



### 経営安定関連保証 4号

保証料率	年率 <b>0.80%</b>	保証期間	<b>10年</b>	保証割合	<b>100%</b> 保証
認定窓口	●以下の市町村 法人:登記上住所地 個人:事業所所在地		●一般の別枠 ●県制度(新型コロナ)併用可能		

●売上減少の要件



### 危機関連保証

保証料率	年率 <b>0.80%</b>	保証期間	<b>10年</b>	保証割合	<b>100%</b> 保証
認定窓口	●以下の市町村 法人:登記上住所地 個人:事業所所在地		●[危機時のみ]一般、経営安定関連の別枠 ●県制度(危機関連要件)併用可能		

●売上減少の要件



### 経営安定関連保証 5号

保証料率	年率 <b>0.65%</b>	保証期間	<b>10年</b>	保証割合	<b>80%</b> 保証
認定窓口	●以下の市町村 法人:登記上住所地 個人:事業所所在地		●一般の別枠 ●県制度(新型コロナ、5号要件)併用可能		

お問い合わせ・ご相談はお近くの新潟県信用保証協会へ

本店営業部

保証第一課  
☎025-210-5151  
保証第二課  
☎025-210-5152

長岡支店

保証第一課、保証第二課  
☎0258-35-5714

県央支店

保証課  
☎0256-33-6661

上越支店

☎025-523-7225

佐渡支店

☎0259-57-2011

中小企業とともに歩む身近なパートナー

中小企業とともに歩む身近なパートナー

# 新型コロナウイルス感染症に係る主な制度一覧

2020年8月24日現在

制 度 名	経営安定関連保証(セーフティネット保証)		危機関連保証	新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)		
	4号	5号		新型コロナウイルス感染症対策特別融資	セーフティネット保証5号要件	危機関連保証要件
対 象 者	次の2つを満たし、経営の安定に支障が生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ)指定地域において1年間以上継続して事業を行っている方。 (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方。	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者 ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方。 ※コロナ対応の時限的な運用緩和措置有り ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方。	次の2つを満たし、経営の安定に支障が生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ)金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、資金調達を必要としている方。 (ロ)経済産業大臣が認めた信用収縮に起因して、原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方。	新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰りに支障をきたすおそれがある方	セーフティネット保証5号に係る市町村長の認定を受けた方	危機関連保証に係る市町村長の認定を受けた方
保 証 限 度 額	2億8,000万円 (経営安定関連保証各号合算。一般保証の枠と別枠)		2億8,000万円 (一般保証の枠と別枠) ※セーフティネット保証、災害関係保証及び東日本大震災復興緊急保証と合せて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円	5,000万円(別枠)	5,000万円(他の要件と合算)	5,000万円(別枠)
保 証 割 合	100%保証(責任共有対象外) ※責任共有対象保証の借換は不可	80%保証(責任共有対象) ※責任共有対象外保証の借換も可能	100%保証(責任共有対象外) ※責任共有対象保証の借換は不可	一般の保証の場合 …… 80% 4号又は危機関連併用の場合※… 100% 5号併用の場合 …… 80%	80%保証(責任共有対象)	100%保証(責任共有対象外)
対 象 資 金	運転、設備、運設			運転		運転、設備、運設
保 証 ( 融 資 ) 期 間	原則として、10年以内(据置可能)		10年以内(据置2年)	10年以内(据置3年)	7年以内(据置2年)	10年以内(据置2年)
信 用 保 証 料 率	0.80%	0.65%	0.80%	4号又は危機関連併用の場合 … 0.80% 5号併用の場合 …… 0.65% 一般の保証の場合 … 0.35%~1.80%	0.65%	0.80%
貸 付 利 率	金融機関所定利率			3年以内 …… 1.15% 3年超 5年以内 …… 1.35% 5年超 7年以内 …… 1.55% 7年超 10年以内 …… 1.75%	3年以内 …… 1.25% 3年超 5年以内 …… 1.45% 5年超 7年以内 …… 1.65%	3年以内 …… 1.25% 3年超 5年以内 …… 1.45% 5年超 7年以内 …… 1.65% 7年超 10年以内 …… 1.85%
返 済 方 法	原則として、均等分割返済			原則として、分割返済		
保 証 人	原則として、法人代表者以外は不要です。			原則として、法人代表者を除いては徴求しません。		
担 保	必要に応じて徴求します。			必要に応じて徴求します。		
添 付 書 類	通常の申込書類のほか、事業実態のある事業所を管轄する市町村長の認定書が必要です。			通常の申込書類のほか、セーフティネット保証又は危機関連保証を併用する場合、市町村長の認定書が必要です。	通常の申込書類のほか、市町村長の認定書が必要です。	
取 扱 期 限 (指定期間の終期)	令和2年12月1日	(注)概ね四半期ごとに 指定業種の変更があります。	令和3年1月31日	令和3年3月31日	(注)概ね四半期ごとに 指定業種の変更があります。	令和3年1月31日

※危機関連を併用した場合の据置期間は2年です